

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（15）

（東海村・日立市の避難計画の不備・欠落）

2024年12月13日

東京高等裁判所

第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之

外

目次

第1 原判決の判示	3
1 立地審査がなされていないこと	3
2 第5の防護レベルの達成に求められること	5
3 原判決の指摘する避難計画の具体的な不備	6
(1) 人口約94万人であることに関して	6
(2) 自然災害による原発事故を前提としていないこと	8
第2 複合災害を考慮していないこと	10
1 東海村の避難計画は複合災害を考慮していない	11
(1) 東海村の避難計画の概要	11

(2) 複合災害時についての形ばかりの規定.....	11
(3) 東海村村長「複合災害を前提としておらず」	12
2 日立市の避難計画は複合災害を考慮していない.....	13
(1) 日立市の避難計画の概要.....	13
(2) 地震—避難経路が土砂災害警戒区域等に指定.....	14
(3) 津波、地震—避難経路が津波浸水区域、土砂災害警戒区域等に指定.....	21
3 複合災害を想定した第二の避難先が住民に知らされていないこと	23
第3 避難行動要支援者が避難できず取り残されること	26
1 福島第一原発事故の教訓.....	26
2 避難行動要支援者名簿、個別避難計画.....	28
3 東海村、日立市の避難行動要支援者名簿登録要件.....	29
4 東海村、日立市の避難行動要支援者名簿登録者.....	30
5 東海村、日立市の原子力災害時の個別避難計画.....	30
6 福祉車両の未確保.....	31
7 小括.....	31
第4 大量の車両の移動を考慮していないこと	32
1 東海村.....	32
(1) 「主な道路」のうち高速道路を通行できる場合	32
(2) 「主な道路」のうち高速道路を通行できない場合	33
(3) 駐車場の不足	34
2 日立市.....	35
(1) 広域避難先は福島県	35
(2) 高速道路を通行できる場合	35
(3) 高速道路を通行できない場合.....	38
3 小括.....	39
第5 避難所の問題.....	39

1	茨城県全体で約9.4万人分の避難所が不足	39
2	東海村、日立市は避難所を明らかにしていない.....	39
第6	まとめ	42

第1 原判決の判示

1 立地審査がなされていないこと

原判決は、立地審査がなされていないことについて、下記のとおり判示した。

記

「数万ないし数十万人に及ぶ住民が一定の時間内に避難することはそれ自体相当に困難を伴うものである上、福島第一発電所事故からも明らかなおと原子力災害は、地震、津波等の自然災害に伴って発生することも当然に想定されなければならない。人口密集地帯の原子力災害における避難が容易ではないことは明らかであることに照らすと、現行法による原子力災害防災対策をもってすれば、…いかに人口密集地帯であろうと、実効的な避難計画を策定し深層防護の第5の防護レベルの措置を担保することができるかについては疑問があるといわなければならない。すなわち、国や地方自治体の実現可能な避難計画等を策定することができないとすれば、深層防護の第5の防護レベルを達成するためには、設置（変更）許可申請に係る4号要件の「発電用原子炉施設の位置が災害の防止上支障がないこと」として、立地審査指針の原則的立地条件(3)・基本的目標b・指針2の原子炉から一定の距離の範囲内は低人口地帯であることを求める考え方を取り入れ、当該発電用原子炉施設の周辺が緊急事態における避難を困難ならしめる人口地帯となっていないかについても審査するほかないと考えられる。

しかしながら、都道府県及び市町村は、国が策定する防災基本計画及び原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に基づいて、それぞれ、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を作成するものとされるところ（認定事実18(1)エ）、国は、災害対策基本法3条1項及び原子力災害対策特別措置法4条1項に基づき、組織及び機能の全てを挙げて、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有していること（認定事実18(1)イ）に照らすと、人口帯との離隔に係る審査がないことをもって新規制基準が不合理であるとまで直ちには断ずることはできない。

もつとも、上記のとおり、原子力規制委員会は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び関係法令に基づく対策によって深層防護の第5の防護レベルは担保されているとするものの、発電用原子炉施設と人口帯との離隔も含め深層防護の第5の防護レベルが達成されているかについて何ら具体的な審査をするものではないから、争点8-2（避難計画）において、更に検討する。」（原判決721頁）

上記判示は、本来であれば東海第二原発が立地する際に原発事故時に避難を困難にさせる人口地帯となっていないかを審査するほかなかったと正当な指摘をしている。さらに、上記判示は、原子力規制委員会は、災害対策基本法等によって第5の防護レベルは担保されているとするが、離隔も含めて第5の防護レベルが達成されているかについて何ら具体的な審査をしていないことを的確に指摘した上で、その点については、避難計画の争点において検討すると判示している。

つまり、上記判示のとおり、立地審査では離隔（原発と人口帯の離隔）の審査がなされていないことから、避難計画においては、人口密集地帯であることを考慮した計画となっているかが重要になってくるのである。

2 第5の防護レベルの達成に求められること

- (1) 原判決は、第5の防護レベル達成について、下記のとおり判示した。

記

「深層防護の第5のレベルが達成されているというためには、少なくとも、原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域、すなわち PAZ 及び UPZ において、全面緊急事態に至った場合、同指針による段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないとすべきである。そして、同指針において、警戒事態を判断する EAL として、震度6弱以上の地震の発生、大津波警報の発表、設計基準を超える竜巻、洪水、台風、火山等の外部的事象の発生が挙げられていること等（認定事実18(1)ウ（ウ）a（b））に照らすと、深層防護の第1から第4までの防護レベルについて、発電用原子炉施設が災害の防止上支障がないとする基準適合性審査をするに当たり、設置許可基準規則4～6条が地震、津波及びその他の自然現象に対する安全性を検討していることと同様に、深層防護の第5の防護レベルについても、大規模地震、大津波、火山の噴火等の自然現象による原子力災害を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていないとすれば、PAZ 及び UPZ の住民との関係において、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということとはできないのであって、人格権侵害の具体的危険がある。」（原判決726頁）

- (2) 少なくとも「実現可能な計画及びこれを実行し得る体制」が必要

上記判示は、深層防護の第5のレベルが達成されているというためには、少なくとも、原子力災害対策指針による段階的避難等の防護措置が実現可能な計画及びこれを実行し得る体制が整っていないとすべきであるとす。これは、避難計画が実際に機能するために最低限必要なものを適示したものであり、これらが整っていないとすれば避難計画は絵に描いた餅であることか

ら、上記判示は正当である。

(3) 自然現象による原発事故を前提とすべき

また上記判示は、原子力災害対策指針において、警戒事態を判断するEALとして、震度6弱以上の地震の発生、火山等の外部的事象の発生を挙げて規定していることを根拠として、第5の防護レベルが達成されているというためには、地震などの自然現象による原発事故を想定した上で、実現可能な避難計画が策定され、これを実行し得る体制が整っていないとしないとする。実際、本年元日の能登半島地震による地盤の隆起、多数の家屋倒壊、道路の寸断、孤立集落の発生等と原発事故が重なり、それらに対応できる避難計画がなければ、住民らは屋内退避もできず、避難もできず、屋外で被ばくを強いられるという悲惨な事態になったであろう。地震などの自然現象による原発事故時に、住民らの生命、身体を守ることでできる避難計画は必須であり、上記判示は正当である。

3 原判決の指摘する避難計画の具体的な不備

(1) 人口約94万人であることに関して

ア 原判決は、避難計画の具体的な不備として、下記のとおり判示した。

記

「本件発電所のPAZの人口（平成27年国勢調査）は6万4646人、UPZの人口は87万4939人であり、PAZ・UPZの合計は93万9585人に及んでいる（認定事実18(2)イ（ア）。）」（原判決726頁、727頁）

「PAZの住民は、全面緊急事態に至った場合、原則として自家用車によりUPZ区域外に避難するものとされているところ（認定事実18(2)ア（イ）、PAZの住民6万人余が一斉に避難するだけでも避難経路の混雑ないし渋滞が容易に想定されるが、全面緊急事態にあつてUPZの87万

人余からも相当程度の住民が無秩序に自主避難を行った場合には、避難経路はたちまち重度の渋滞を招来し、PAZ及びUPZの住民ともが短時間で避難することは困難となることは明らかで、このことは茨城県が行った避難シミュレーション（認定事実18(3)）からもうかがえるところである。

したがって、まずは、避難経路が集中しないように、PAZ・UPZ全域を通じて調整された合理的な避難経路の確立及びその周知は必要不可欠である。」（原判決727頁）

「全面緊急事態に至った場合において、PAZの住民については放射性物質が放出される前に先行して避難を行い、UPZの住民は屋内退避をした上で放射性物質の放出後にOILに基づく指示を待って避難するという段階的避難の枠組みについては、特に本件のようにPAZ・UPZ合計94万人余の人口を抱える地域において、UPZの住民の理解と協力なくしては実現し得ないといえるところ、そのためには、UPZの住民に対する防護措置すなわち、屋内退避の安全性確保、緊急モニタリング及び迅速な避難指示伝達制度の確立並びに避難退域時検査体制の確立が必要不可欠であり、これらの安全対策が確保された上で、UPZの住民にこれらの対策が確保されていることから段階的避難によって安全が図られることが周知されていなければならない。」（原判決727頁）

「茨城県広域避難計画は平成27年3月に策定されているものの、それから5年余を経過した本件口頭弁論終結時までに原子力災害広域避難計画を策定した市町村は、PAZ及びUPZの14市町村のうち、5つの自治体にとどまる。そして、これらの5つの自治体は、いずれもUPZであり、常陸太田市を除くとUPZとなるのは当該自治体ごとにその一部地域のみであり、避難対象人口も相対的に少ない自治体（常陸太田市は5万1066人であるが、笠間市は3万6066人、常陸大宮市は3万7304人、

銚田市は1万3996人、大子町は99人である（認定事実18(2)ア（イ）及びイ）。」（原判決727頁、728頁）

上記判示は、人口約94万人であることから、避難経路の混雑ないし渋滞が容易に想定され、短時間で避難することは困難となることは明らかであるから、まずは、避難経路が集中しないように、PAZ・UPZ全域を通じて調整された合理的な避難経路の確立及びその周知は必要不可欠であるとしている。これは全国一の人口密集地帯である東海第二原発周辺地域での大量の車両の移動を考慮した正当な判示である。

さらに、上記判示は、これだけの人口を抱える地域であるから、避難のためには住民の理解が不可欠であり、そのためには避難計画の内容の周知が必要であるとする。住民の理解がなければ、各自がばらばらに避難し、避難経路が大渋滞を起したり、避難所の設置が困難であったりするなどの混乱が生じ、住民らが避難できなくなる事態が想定されることから、それらを避ける点で正当な判示である。

(2) 自然災害による原発事故を前提としていないこと

ア 原判決は、茨城県広域避難計画及び5自治体¹の原子力災害広域避難計画（一審口頭弁論終結時までには策定されていたもの）が地震等の自然災害による原発事故を前提としたものになっていないことを、下記のとおり判示した。

記

「例えば、大規模地震が発生した場合には、住宅が損壊し、道路が寸断することをも想定すべきところ、住宅が損壊した場合の屋内退避については具体的に触れるところがなく、道路の寸断がある場合については、

¹ 5自治体とは、いずれもUPZであり、常陸太田市、笠間市、常陸大宮市、銚田市、大子町である。（原判決727頁、728頁）

茨城県広域避難計画において、県及び市町村は大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報を迅速に提供するものと記載されているにとどまり、住民への情報提供手段は今後の課題とされている（認定事実18(2)ア(イ)）。原子力総合パンフレットにおいて指摘されている自然災害などにより避難経路が使用できない場合の複数の避難経路の設定はされていない（認定事実18(2)イ(イ)及び(4)イ)。」(原判決728頁、729頁)

「また、茨城県広域避難計画は、複合災害時におけるモニタリング機能の維持、災害対策本部機能の維持及び第2の避難先の確保を今後の検討課題としており、常陸太田市は、複合災害時又は冬季の代替え避難先を、常陸大宮市は、複合災害時における第2の避難先の確保及び災害対策本部機能の維持を、鉾田市は、複合災害時における第2の避難先、代替避難経路の確保及び災害対策本部機能の維持を、大子町は複合災害時の第2の避難先の確保及び行政機能の業務継続体制を今後の課題としており、大規模地震等の自然災害を前提として実行可能な避難計画が策定されているという状況には至っていない。(認定事実18(2)ア(イ)及びイ(イ))」(原判決729頁)

「そのほか、茨城県広域避難計画においては、避難退域時検査を実施する要員の確保、資機材の調達、実施場所の確保等も今後の課題とされており、5自治体においても、例えば、常陸太田市は行政機能の業務継続体制（災害対策本部機能、避難者支援業務及び非常時優先業務の継続が可能となる体制の検討）等を、鉾田市は、避難時間などの各種シミュレーション、住民への情報提供、避難情報等の広報手段、広域避難計画の普及・啓発等を、常陸大宮市は避難時の大型バスの確保等を今後の検討課題としている。(認定事実18(2)ア(イ)及びイ(イ))」(原判決729頁)

上記判示は、原審口頭弁論終結時に策定されていた5自治体の避難計画は、例えば、地震によって住宅が損壊した場合の屋内退避については具体的に触れておらず、道路の寸断については通行不能となった道路等の情報を迅速に提供するとの記載にとどまり、住民への情報提供手段は今後の課題とされており、また複数の避難経路の設定はされていないことを指摘する。住宅が損壊した場合の屋内退避や道路の寸断については、本年元日の能登半島地震によっても広範囲に多数箇所が生じた事態であり、考慮すべき事項である。上記5自治体の避難計画は、これら考慮すべき事項を考慮していないのであり、上記判示は正当である。

また、上記判示が、避難計画の「今後の検討課題」とされている事項として指摘している、複合災害時におけるモニタリング機能の維持、災害対策本部機能の維持、第2の避難先の確保、代替避難先の確保、代替避難経路の確保、行政機能の業務継続体制、避難時間などの各種シミュレーション、住民への情報提供、避難情報等の広報手段、広域避難計画の普及・啓発、避難時の大型バスの確保等はいずれも、地震等の自然災害による原発事故時に住民らが避難するためには必要不可欠の事項である。これらが「今後の検討課題」として先送りされ、対策がなされていない避難計画は、考慮すべき事項を考慮していないのであり、上記判示は正当である。

- 3 以下では、原審口頭弁論終結時より後に策定された、東海村及び日立市の避難計画は、原判決が指摘する点すら解決されていないものであり、原発事故によって住民らの生命、身体を害する具体的危険のあるものである旨を述べる。

第2 複合災害を考慮していないこと

以下では、東海村、日立市の避難計画が、地震等の自然災害による原発事故（以下「複合災害」という。）を考慮していないことを述べる。

1 東海村の避難計画は複合災害を考慮していない

(1) 東海村の避難計画の概要

2023年12月に、東海第二原発が立地する東海村は、「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」(丙G143)を策定し、公表した。

「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」(丙G143)は、4部構成(「はじめに」、「第1編 広域避難計画」、「第2編 屋内退避及び避難誘導計画」、「資料編」)である。「はじめに」では、第1編と第2編に共通する事項を記載し(丙G143・2頁)、第1編では東海第二原発に関する避難計画を記載し(同・11頁)、第2編では原子力科学研究所のJRR-3(試験研究用原子炉)、核燃料サイクル工学研究所の東海再処理施設、原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設、三菱原子燃料株式会社の加工施設に関する避難計画を記載している(同・19頁)。資料編は、第1編と第2編に関する資料となっている。

第1編と第2編があるのは、東海村が、その全域が東海第二原発のPAZ(約5km圏)であり、かつ、その全域又は一部が原子力科学研究所のJRR-3(試験研究用原子炉)、核燃料サイクル工学研究所の東海再処理施設、原子燃料工業株式会社東海事業所の加工施設、三菱原子燃料株式会社の加工施設のUPZ(約30km圏)であることから、これら原子力施設ごとの避難計画が必要となるためである。

(2) 複合災害時についての形ばかりの規定

ア 複合災害に関する記載をみると、「はじめに」では、「複合災害時の対応」(丙G143・7頁)として、

「(1) 避難先が被災した場合の対応

避難先地域が被災し避難の受け入れが困難となった場合には、県等関係自治体や国と協議し、一時的な避難先の確保に努めるとともに、早期に第二の避難先を確保する。

(2) 被災した道路情報等の提供

村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、村民、県等関係自治体、国、関係機関等に迅速に提供する。」

(丙G 1 4 3・7頁)

と記載されている。

しかし、「はじめに」に記載の「一時的な避難先」「第二の避難先」がどこなのか、収容人数は何人であるか、「一時的な避難先」「第二の避難先」への経路等の具体的事項は不明である。資料編をみても、「避難先」は市の名前が記載されているだけで(丙G 1 4 3・資料編2頁)、具体的な避難所は不明であるし、「一時的な避難先」「第二の避難先」も不明である。

イ また、「第1編 広域避難計画」では、複合災害に関する記載としては、「3. 避難経路」で、

「自然災害との複合災害時においては、避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県及び村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供するものとする。」

(丙G 1 4 3・10頁)

と記載されている。

しかし、「通行不能となった道路等の情報」を、村民、検討関係自治体、国、関係機関等へ迅速に提供する方法も不明である。

避難経路については、「資料2-2. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難経路等」(丙G 1 4 3・資料編28頁)には、地区ごとにいくつか経路が記載されている。しかし、後述「第4」に述べるとおり、これらは複合災害時に機能するとはいえない。

ウ 以上のとおり、東海村の避難計画では、複合災害時の規定は形ばかりのもので、内実を伴っておらず、複合災害を考慮していない。

(3) 東海村村長「複合災害を前提としておらず」

東海村の山田修村長も、2024年2月28日の定例記者会見において、こ

の広域避難計画について、複合災害を考慮していない旨を認めている。すなわち、同村長は、「もともと現在の広域避難計画は、複合災害を前提としておらず、原子力事業所の単独災害を想定したものになっている。今回の地震災害を受けてということになると、また課題が出てくると思うため、その点も含めて次の段階で議論されていくと思う。それがどのくらいの時間がかかるかについては、私が今お答えできる状況ではない。」(甲G383号証・2頁)として、複合災害を考慮していないことを認めている。

2 日立市の避難計画は複合災害を考慮していない

(1) 日立市の避難計画の概要

2024年3月、日立市は、「日立市原子力災害広域避難計画」(丙G156号証)を策定した。

日立市は、その全域が本件原発から概ね30km圏内(UPZ)に含まれる。そのうち、坂下地区、久慈地区、大みか地区はその一部が概ね5km圏内(PAZ)に含まれる(丙G156号証「日立市原子力災害広域避難計画」・6頁)。

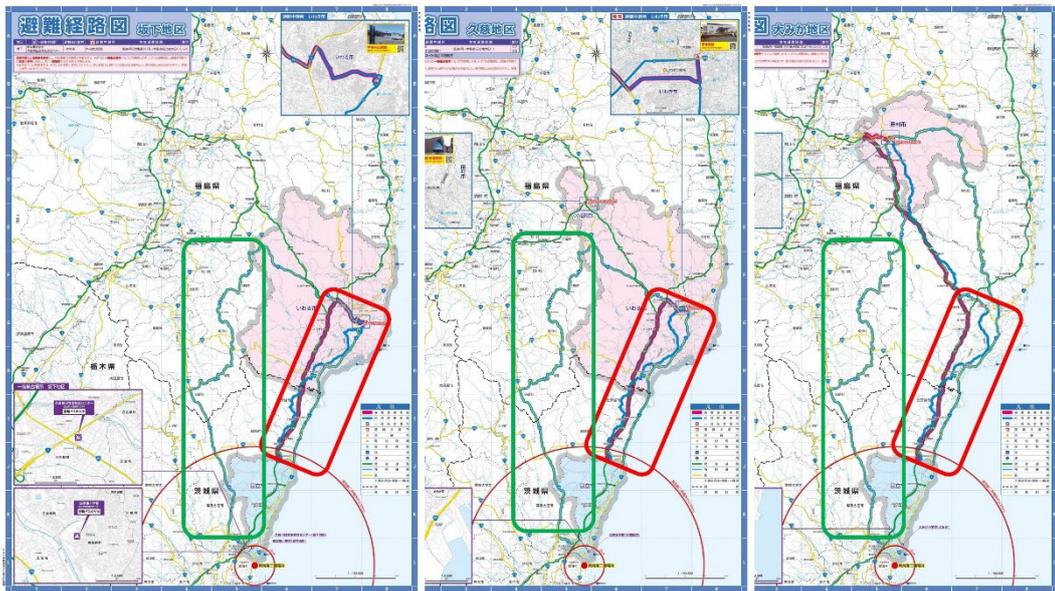


(丙G156号証・6頁)

PAZの人口は約23,500人、UPZの人口は約144,500人である(丙G156号証・6頁)。

(2) 地震—避難経路が土砂災害警戒区域等に指定

ア 日立市におけるPAZ(坂下地区、久慈地区、大みか地区)の避難経路は、3地区共に常磐自動車道(高速道路)を通る経路が「**主要避難経路**」に指定されているが、さらに「**代替経路**」として3つの経路が指定されている。(甲G384の1～3)



日立市『地区別避難ガイドマップ』避難経路図より

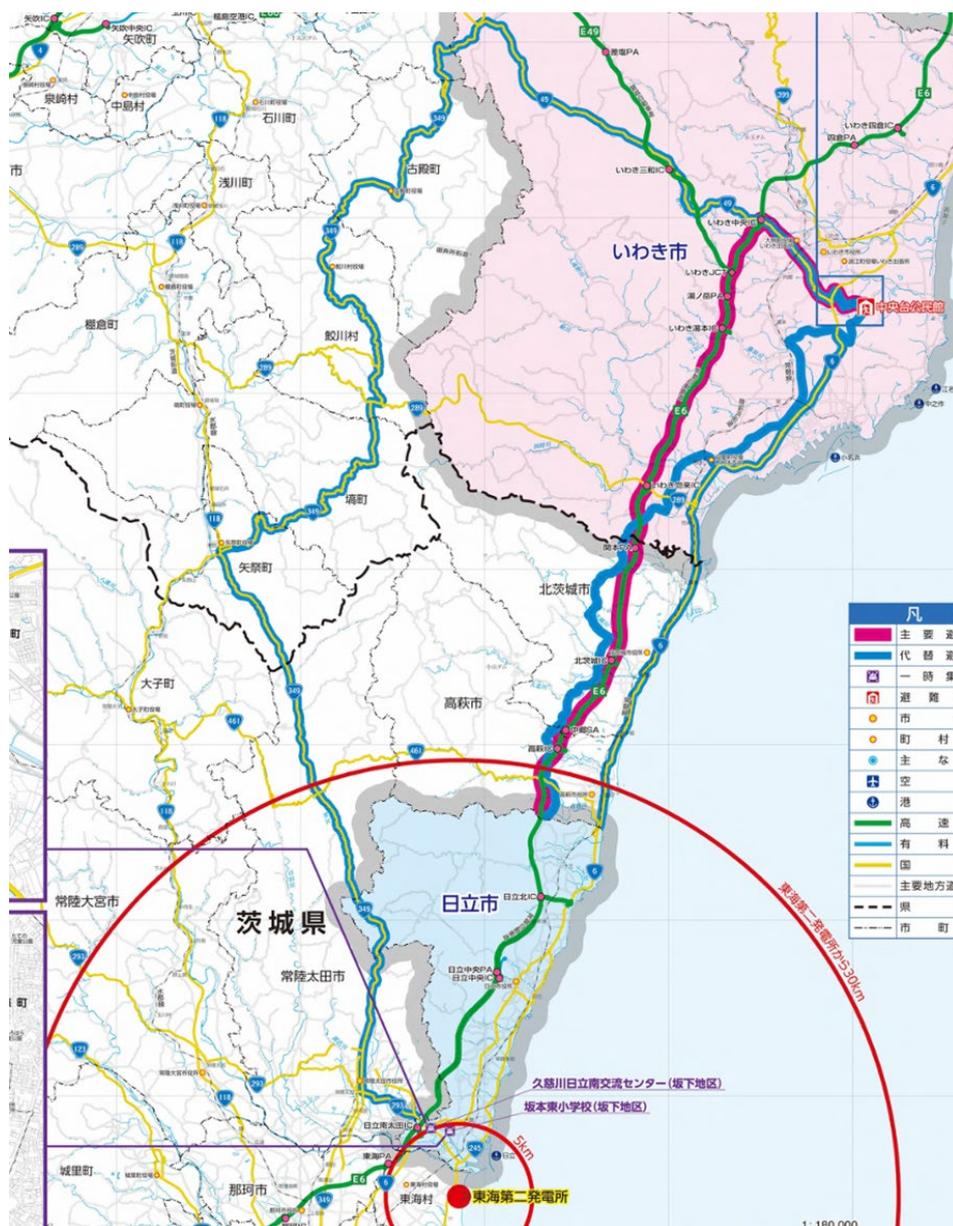
(甲G384・日立市広域避難ガイドマップ・避難経路図のPAZ3地区のマップ。

赤色の枠、緑色の枠は一審原告らにおいて加筆。)

イ これら避難経路は、大部分において3地区で共通の経路である。

具体的には、日立市の広域避難ガイドマップの坂下地区、久慈地区、大みか地区の避難経路図によると、

「**主要避難経路**」は、日立市から常磐自動車道(高速道路)の日立中央インターチェンジからいわきジャンクションまでが、3地区共通の経路(下図の緑色の線の両脇が赤色で塗られている経路)である。

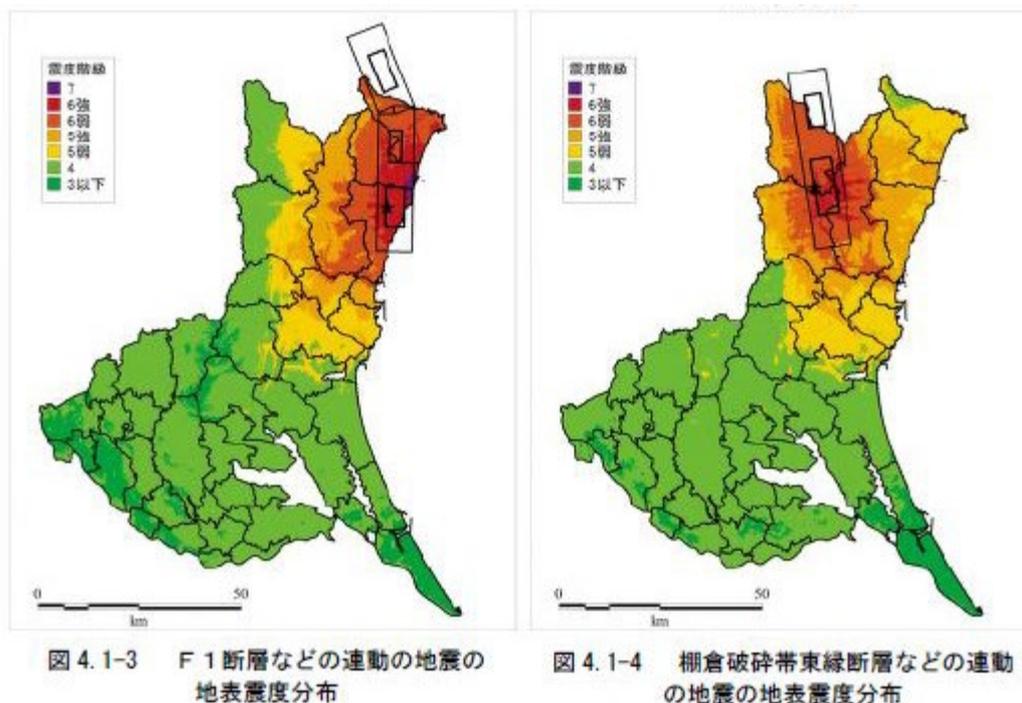


(甲G384の1)

「代替経路」は、①内陸部（山間部の国道349号）を歩いていわき市に入る経路（上図西側の黄色の線の両脇が青色で塗られている経路）と、②沿岸部沿いの国道6号を歩いて中央台公民館手前までの経路（上図、東側の沿岸部で同じく黄色の線の両脇が青色で塗られている経路）、③高速道路より西の山間部（県道10号）を歩いて双葉町役場いわき支部までの経路（上図、青色太線の経路）が、3地区共通である。

ウ これらの避難経路は、例えば、茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）（[甲G329号証](#)）で想定する「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震の連動の地震」（甲G329号証・11頁）（Mw7.1。県北部の活断層による地震）が発生した場合に、機能するとは考えられない。

(ア) すなわち、「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震の連動の地震」が発生した場合、下図のとおり、日立市、その北部に接する高萩市、高萩市の北部に接する北茨城市の大半では、震度6強又は震度6弱が想定され、日立市の西部に接する常陸太田市の大半では震度6弱又は震度5強が想定されている。この震度6強、震度6弱、震度5強が想定される地域を、日立市のPAZ3地区に共通の避難経路が通っている。



（[甲G329号証](#)・16頁）

(イ) 3地区共通の「主要避難経路」は、高速道路であるところ、NEXCO東日本は、高速道路に係る地震時の対応について、「計測震度4.5（震度5弱

に相当します) 以上で通行止めを行い、道路の点検を行います。※路線によっては、計測震度5.0以上で通行止めとなる箇所もあります。」(甲G387号証)と規定する。つまり、原発事故を引き起こすような大地震が起きた場合、高速道路は通行止めになり、安全が確認されるまで、又は復旧がされるまで、避難経路として通行することはできなくなる。

また高速道路の橋梁が地震によって損壊、寸断することが想定される。

坂下地区及び久慈地区は、常磐道へ日立南太田インターチェンジから入り、いわき中央インターチェンジで常磐道から出ることとされている(丙156添付資料・2頁、3頁)。ところが、日立南太田インターチェンジからいわき中央インターチェンジまでの間にある耐震補強が必要な橋梁84橋のうち、耐震補強工事が完了した橋梁は0橋である(甲G388号証・NEXCO2023年3月時点)。

大みか地区は、常磐道へ日立南太田インターチェンジ又は日立中央インターチェンジから入り、磐越道の船引三春インターチェンジで出ることとされている(丙156添付資料・4頁)。ところが、日立南太田インターチェンジから船引三春インターチェンジまでの間にある耐震補強が必要な橋梁130橋のうち、耐震補強工事が完了した橋梁は0橋である(甲G388号証)。日立中央インターチェンジから船引三春インターチェンジまでの間にある耐震補強が必要な橋梁114橋のうち、耐震補強工事が完了した橋梁は0橋である(甲G388号証)。

つまり、坂下地区、久慈地区、大みか地区の「主要避難経路」とされている高速道路は、地震による原発事故の際には、道路や橋梁の損壊、寸断によって通行できないことが想定される。

(ウ) 3地区共通の「代替避難経路」①(国道349号)は、下図(甲G38



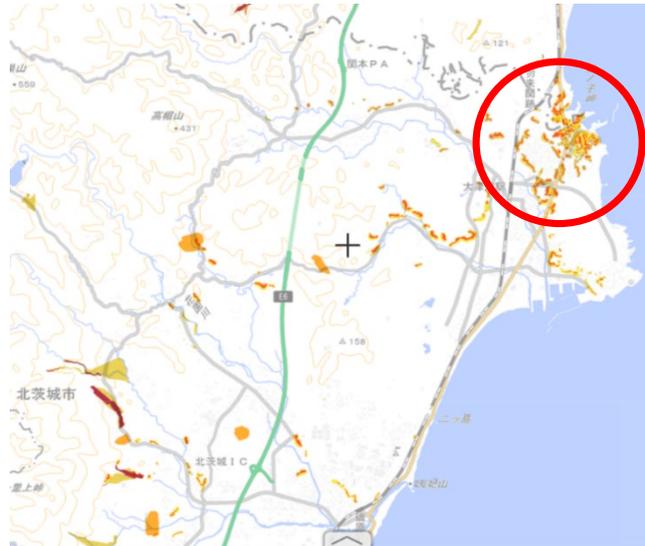
(重ねるハザードマップ 国道349号線 甲G385号証)

5号証)の中央を縦に走る経路であるが、その経路の多数箇所に土石流警戒区域が指定されている。代替避難経路①の経路は、地震による原発事故時に土石流によって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。



(凡例 甲G385)

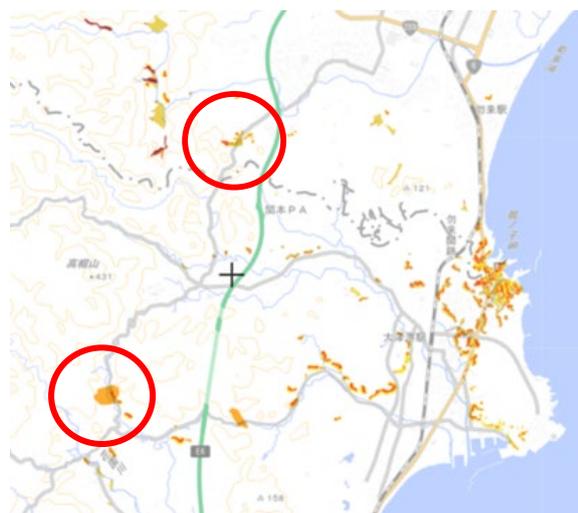
(エ) 3地区共通の「代替避難経路」②の経路(国道6号)は、下図(甲G386号証)の沿岸部を通る経路であるが、例えば、北茨城市平潟町付近(下図の赤色の円で囲まれた部分)の経路に多数の急傾斜地崩壊警戒区域(黄色)、急傾斜地崩壊特別警戒区域(赤色)が指定されている。同経路は、地



(重ねるハザードマップ 北茨城市平潟町付近 甲G386号証)

震による原発事故時に急傾斜地崩壊によって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。

(オ) 3地区共通の「代替避難経路」③は、例えば、下図(甲G386号証)の赤色の円内の箇所で急傾斜地崩壊警戒区域、急傾斜地崩壊特別警戒区域、土



(重ねるハザードマップ 上の赤丸は福島県いわき市勿来町酒井高畔、下の赤丸は北茨城市華川町 甲G386号証)

石流警戒区域、地すべり警戒区域に指定されている。同経路は、地震による原発事故時に急傾斜崩壊、土石流、地すべりによって多数箇所が損壊、寸断され、通行できなくなることが想定される。

エ 以上から、3地区の共通する「主要避難経路」（高速道路）は、地震による原発事故時に橋梁の損壊や寸断によって通行できなくなり、「代替避難経路」①乃至③及び一般道は土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による道路の損壊や寸断によって通行できなくなることが想定される。

地震時に道路が土砂災害によって損壊、寸断することは、常識に照らしても明らかであるし、2024年1月の能登半島地震によっても改めて明らかになった（準備書面（8）に詳述）。

このような過去の地震による経験、常識に照らせば、地震による原発事故時の避難計画には、地震時に道路が土砂災害によって損壊、寸断することを考慮した上で、地震による原発事故時にも使用できる避難経路を準備しておく必要がある。

このことは、2015年9月12日開催の原子力防災会議で了承された「川内地域緊急時対応」のとりまとめに用いられた平成27年4月3日内閣府政策統括官（原子力防災担当）付「緊急時対応の確認項目」で「自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること」（[甲G389号証](#)・別—3頁）とされており、この確認項目は各地域原子力防災協議会で行う確認についてはこの確認項目に準じて実施するとされ（[甲G389号証](#)・1頁）、その後、2022年3月4日開催の第11回東海第二地域原子力防災協議会作業部会においても、同じ確認項目が規定されている（[甲G390号証](#)・資料1・3枚目）ことから裏付けられる。

そうすると、本来であれば地震による原発事故時にも使用できる避難経路を準備しておく必要があるのに対して、日立市のPAZの3地区の避難経路

は、上述のとおり4つの経路のいずれも地震による原発事故時に、道路・橋梁の損壊や寸断によって通行できなくなることが想定される。

したがって、このような避難経路では、複合災害を考慮したものとはいえない。

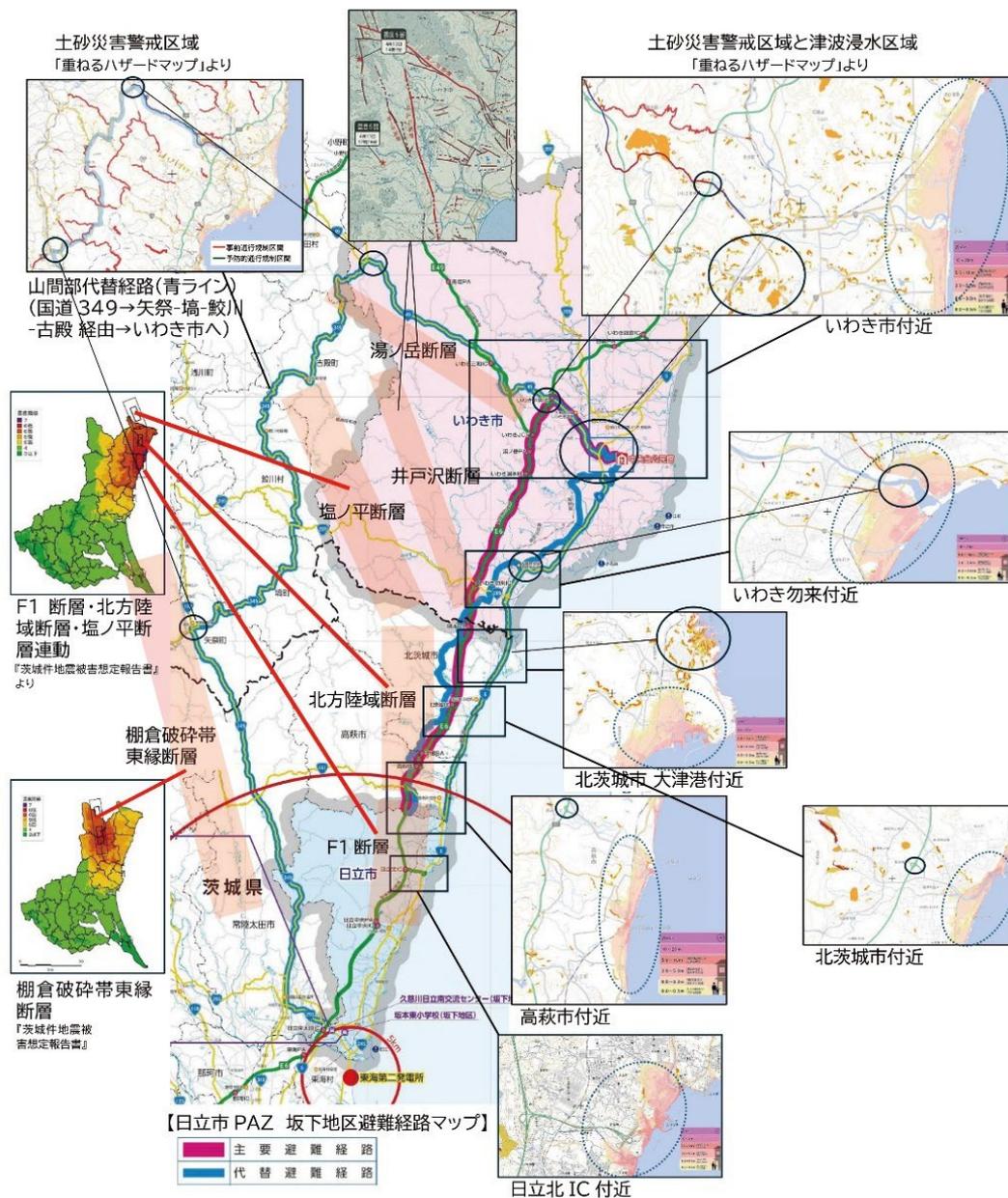
(3) 津波、地震—避難経路が津波浸水区域、土砂災害警戒区域等に指定

日立市におけるPAZの3地区の避難経路は、地震に伴う津波による浸水によっても通行できなくなり、またその地震に誘発される地震によって土砂災害等による道路の損壊、寸断によって通行できなくなることが想定される。

すなわち、日立市におけるPAZの3地区の避難経路は、上述のとおり、共通する経路が多いところ、共通する沿岸部の国道6号をみると、日立北インターチェンジ付近、高萩市付近、北茨城市付近、北茨城市大津港付近、いわき勿来付近、いわき市付近で津波浸水区域に指定されており（[甲G391](#)（下図））、地震による津波襲来時には通行できなくなることが想定される。

そうすると、津波襲来時には国道6号ではなく、内陸部の避難経路を通ればよいと考えるかもしれないが、内陸部の避難経路は、上図のとおり、棚倉破碎帯東縁断層、塩ノ平断層、井戸沢断層、F1断層、北方陸域断層、湯ノ岳断層という数々の活断層の合間を縫って、また活断層の上を通る経路であり、大地震によってこれらの断層での地震が誘発され、道路が損壊、寸断されることが想定される。

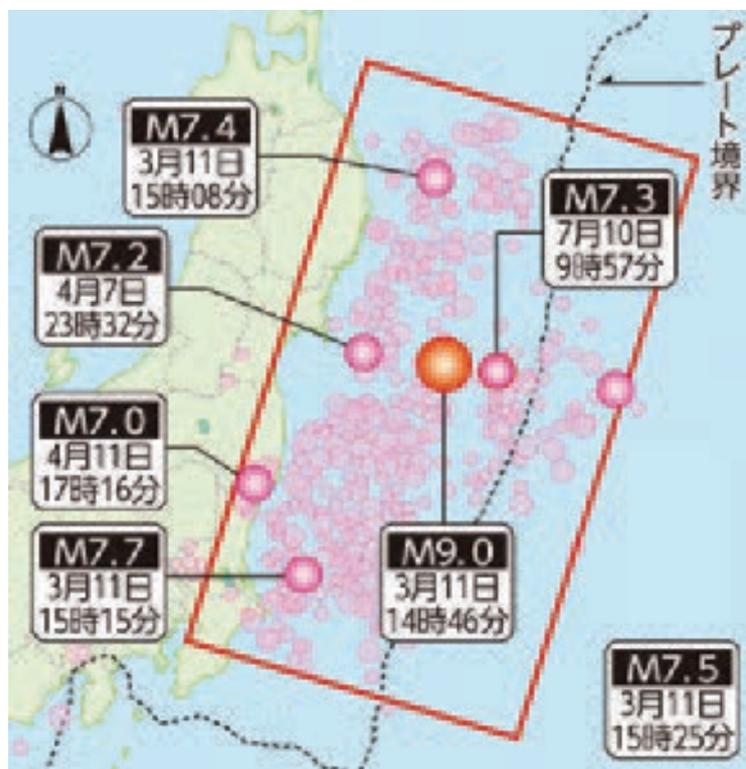
日立市避難経路上の地震・土砂災害・津波警戒地域



(日立市避難経路上のハザード(土砂災害・津波災害) 甲G391号証)

大地震によって地震が誘発されることは、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震でも発生した。日本海溝沿いで発生した東北地方太平洋沖地震によって、例えば茨城県では同年4月11日、塩ノ平断層において、マグニチュード7.0の内陸直下型地震が発生した(下図参照)。そうすると、日立市の

PAZの3地区の避難経路は、数々の活断層の合間を縫って、また活断層の上を通る経路であることから、津波が発生するような大地震によって、これらの活断層の地震が誘発されることは、過去の経験からも十分に想定される。



注) 1 Oの大きさはマグニチュードの大きさを示す。2 マグニチュード7.0以上の地震に吹き出しを付す。

(東北地方太平洋沖地震の震源域と余震分布 [甲G392号証](#)『いわき市・東日本大震災の証言と記録』第2章 いわき市を襲った大震災—地震、津波、事故が連続発生 19頁より)

そうすると、沿岸部の国道6号以外の避難経路は、いずれも津波が発生するような大地震によって誘発される地震によって、道路の損壊や寸断によって、通行できなくなることが想定される。

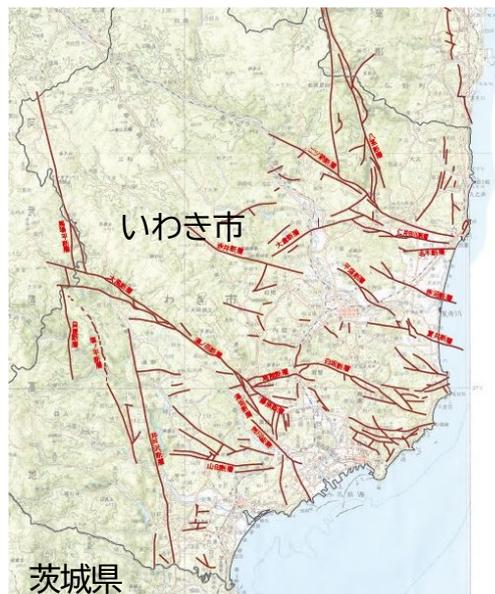
したがって、この点からも、現状の避難経路は、複合災害を考慮したものとはいえない。

3 複合災害を想定した第二の避難先が住民に知らされていないこと

避難経路ばかりでなく、地震・津波などの自然災害と原子力災害の複合災害時は避難先も被災している可能性が大きい。

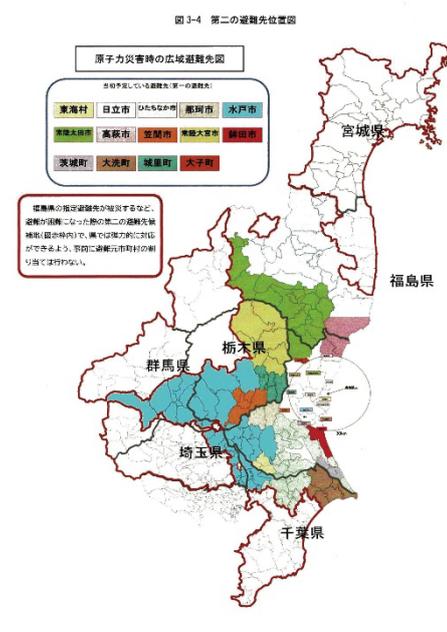
日立市PAZ住民の避難先であるいわき市では、誘発地震による被災を特に教訓としている（右図のような断層群のある地域である事に注意を促している）と共に、福島第一原発・第二原発での再度の災害に備えて複数の避難先をあらかじめ定めている。

（いわき市内の断層位置図 [甲G392号証](#)『いわき市・東日本大震災の証言と記録』第2章 いわき市を襲った大震災―地震、津波、事故が連続発生 23頁より）



(1) 日立市の広域避難計画には、「第二の避難先については、県において図 3-4 のとおり既に確保されている」と記載されている（[丙G156号証](#)・44頁）。

ところが、茨城県の発表によると、「第二の避難先として受入の調整をさせていただく候補地として、第一の避難先及び帰還困難区域を除く福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内の市町村および宮城県内の市町村」と記載されている（[甲G393号証](#) 茨城県HP「当初予定している



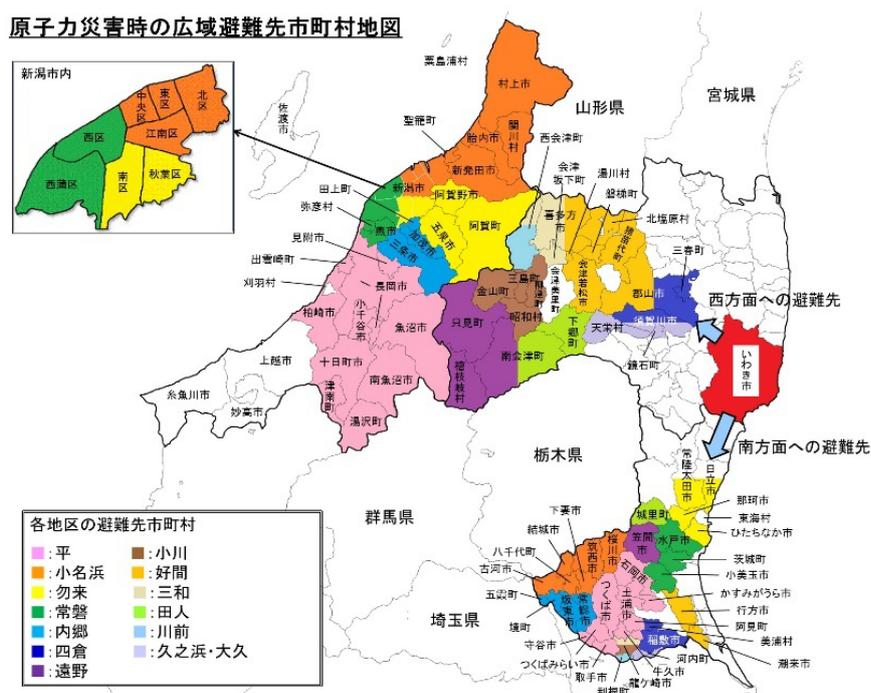
[丙G156号証](#)・45頁図) これらは「調整をさせていただく候補地」であって、確保された避難先とはいえない。

また「避難先が住民に示されていなければならないこと」は、先の内閣府「緊急時対応の確認項目」で「対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること」（[甲G390号証](#)・資料1・4枚目）

と記載されていることから裏付けられる。

- (2) 日立市の避難先である、いわき市の広域避難計画（[甲G394](#)）では、福島第一・第二原発の廃炉中の事故に備えて、あらかじめ茨城県と新潟県の避難先を定めて、住民に公開している。

そこでは、茨城県にある避難先は大規模地震によって福島県と同時に被災する可能性があることから、その場合は、同時被災のリスクの小さい新潟県の避難先へ避難することとされている（甲G394・2枚目）。また新潟県が豪雪の時は、茨城県へ避難することとされている（甲G394・2枚目）。このように福島県いわき市の広域避難計画では、避難先の被災状況に応じてあらかじめ二つの避難先を定めて、住民に公開、周知している。（甲G394号証）



（いわき市原子力災害広域避難計画 [甲G394号証](#)）

- (3) 他方、日立市の避難計画では、第二の避難先は確保されておらず、住民に示されていないことから、避難時には、大混乱が生じ、住民らが避難先にたどりつけない事態が想定される。

したがって、この点からも現状の避難計画は、複合災害を考慮したものとはいえない。

第3 避難行動要支援者が避難できず取り残されること

以下では、東海村、日立市の避難計画では、要支援者が避難できず、取り残されてしまうことについて述べる。

なお、避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

1 福島第一原発事故の教訓

- (1) 福島第一原発事故時には、原発から約4.5 kmに位置する双葉病院の入院患者らが過酷な避難（第1陣から第5陣に分けて、4日間にわたって避難。第2陣の避難では、通常30分の距離を約10時間にもわたって、寝たきり患者らが点滴も外された状態でバスに乗せられ、排泄ケアや医療ケアを受けられずに、避難し、バスの中で亡くなった方もいた。）によって、約44名もの入院患者らが死亡した（東電刑事裁判で被害者とされた人数）。

このような過酷な避難となり死者まで出てしまった原因は、放射性物質が拡散し、救助へ向かった自衛隊員らが「放射線の塊が近づいてくるようだ」と述べたとおり高い放射線量のために救助活動の中断を余儀なくされたり、入院患者数の把握が不正確であったり、人員・福祉車両の不足等にある。

- (2) 福島第一原発事故の経験を受けて、政府事故調の中間報告書には、備えておくべきこととして、「避難に関しては、数千人から数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭において、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、対策を講ずる必要がある」（[甲G413号証](#)・484頁）と指摘されている。

そして、原子力基本法2条3項が、「国及び原子力事業者（原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」と規定しているとおり、避難計画策定に当たっては、福島第一原発事故の教訓を踏まえて原子力事故の防止に最善かつ最大の努力をしなければならないのである。

避難行動要支援者については、自力での避難が困難であることから、具体的な対応策や避難先の確保、避難先への移動手段の確保がなされていないとすれば、生命、身体を保護することはできない。

このことは、原子力地域防災協議会で用いられている内閣府政策統括官（原子力防災担当）付「緊急時対応の確認項目」（[甲G389号証](#)および[甲G390号証](#)）で、

PAZについて、

- ・「医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童当、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること」（甲G389号証・別一2頁）、
- ・「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること」（甲G389号証・別一2頁）、
- ・「医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること」

(甲G389号証・別―2頁)、

・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること」(甲G389号証・別―2頁)とされ、

UPZについて、

・「医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること」、「一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること」(甲G389号証・別―4頁)

とされ、この確認項目は各地域原子力防災協議会で行う確認についてはこの確認項目に準じて実施するとされ(甲G389号証・1頁)、その後、2022年3月4日開催の第11回東海第二地域原子力防災協議会作業部会においても、同じ確認項目が規定されている(甲G390号証・資料1・2枚目、4枚目)ことから裏付けられる。

だからこそ、避難計画においては、避難行動要支援者の避難については、特に交通手段の確保(例えば、ストレッチャーのまま乗車できる福祉車両、点滴をつけたまま乗車できる福祉車両)、避難を支援する支援者の確保等が求められる。

つまり、避難行動要支援者の避難については、これら福祉車両、避難を支援する支援者の確保等が不足する事態が発生することを考慮して、避難計画を作成しなければならない。

2 避難行動要支援者名簿、個別避難計画

(1) 東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、上記の人々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされた。

そこで、2013年の災害対策基本法の改正によって、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。

- (2) 2019年台風19号等の災害においても、多くの高齢者や障害者等が被害に遭っている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされた。

そこで、2021年の災害対策基本法の改正によって、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

3 東海村、日立市の避難行動要支援者名簿登録要件

避難行動要支援者名簿に登録されれば、支援者（地区（学区）コミュニティ、市社会福祉協議会、民生委員、市職員等）によって、災害時に可能な範囲で避難誘導、安否確認等の支援を受けられる。

- (1) 東海村における避難行動要支援者名簿登録要件は、次のとおりである。

「災害時に、自力または家族の手助けだけでは避難所等まで行けない在宅の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方が登録できます。

① 65歳以上の高齢者(要介護認定者や身体が弱っている方等)

② 身体障害者手帳(1級または2級)をお持ちで、

▽ 肢体不自由

▽ 聴覚障害・平衡機能障害

▽ 視覚障害—のいずれかに該当する方

③ 療育福祉手帳「A、A」をお持ちの方

④ 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方

⑤ ①～④に準ずる方(難病や小児慢性特定疾病の方、医療的ケアが日常的に必要な方、身体障がい者補助犬を同伴する身体に障がいのある方、65歳に満たない要介護認定者等)」 ([甲G395号証](#))

- (2) 日立市における避難行動要支援者名簿登録要件は、次のとおりである。

在宅で、次のいずれかに該当する者である。

「① 緊急通報システムを設置している方

② 介護保険要介護3以上の方

- ③身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方
- ④療育手帳（最重度・重度）の交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（１・２級）の交付を受けている方
- ⑥６５歳以上の一人暮らしで、自力で避難することが困難な方
- ⑦その他、自力で避難することが困難な方」([甲G396号証](#))

4 東海村、日立市の避難行動要支援者名簿登録者

東海村では、避難行動要支援者の総数約1,400人で([甲G397号証](#)・2024年11月時点)。このうち、避難行動要支援者名簿登録者数は、わずか101人である(甲G397号証・2024年11月時点)。つまり、約1,300人が避難に際して支援を受けられず、取り残されてしまうことになる。

日立市では、避難行動要支援者の総数8,231人で²、避難行動要支援者名簿登録者数は令和6年4月1日現在7,450人である([甲G398号証](#)・2頁)。つまり、約800人が避難に際して支援を受けられず、取り残されてしまうことになる。

5 東海村、日立市の原子力災害時の個別避難計画

避難行動要支援者名簿に登録されても、原子力災害時の個別避難計画が策定されていなければ、實際上、避難の際に支援を受けられない。

原子力災害時の個別避難計画について、東海村は、議会答弁で原子力災害時の個別避難計画は49人の要支援者については作成できている旨を答弁した。これは避難行動要支援者約1,400人の約3.5%であり、要支援者の大半が避難できない。また、東海村は、避難行動要支援者の避難先への移動手段(例えばストレッチャー付きや車椅子で乗車できる福祉車両等)の確保は茨城県で行う旨の答弁をするだけであり、実際に避難先への移動手段が確保できてはいないものと考えられる。

また日立市は、原子力災害時の個別避難計画について、作成済みの人数は不明

² 一審原告らの控訴審における準備書面(2)95頁。2021年時点の数値。

である。。

6 福祉車両の未確保

2021年10月の茨城県議会において、茨城県知事は、「平成30年9月に全施設を対象に行った調査によりますと、バスによる避難の対象人数は約1万1千人、福祉車両は約1万3千人であり、必要台数は推計で50人乗り大型バス約200台、福祉車両約8千台となっております。」(控訴審準備書面(2)48頁)と答弁している。

約8000台の福祉車両が必要であるところ、2024年9月10日の茨城県原子力災害対策課と市民の間での話し合いにおいて、茨城県の職員は、福祉車両は茨城県内で最大約260台しか使えそうにない旨を回答している。

これでは、避難行動要支援者は、移動手段がなく、避難することはできない。

7 小括

以上のとおり、避難行動要支援者について、東海村で約900人、日立市で約800人が避難行動要支援者名簿に登録されておらず、これら名簿非登載の避難行動要支援者は、避難の支援を受けられず、取り残されてしまうことになる。また避難行動要支援者名簿に登録されたとしても、原子力災害時の個別避難計画は、東海村、日立市でほぼ作成されておらず、大半の同名簿登録者も実際には避難の支援を受けられず、取り残されてしまうことになる。そして、原子力災害時の個別避難計画が策定されているとしても、避難先への移動手段は確保できておらず、避難先までたどり着けない恐れがある。

つまり、東海村、日立市の避難行動要支援者の避難については、福祉車両、避難を支援する支援者の確保等が不足する事態が発生することを考慮すべきであるにもかかわらず、それらが確保されておらず、考慮すべき事項を考慮していない。

第4 大量の車両の移動を考慮していないこと

以下では、東海村、日立市の避難計画が、大量の車両の移動を考慮していないことを述べる。

1 東海村

東海村は全域が東海第二原発のPAZ圏にあるため、一斉避難が予定されている。その場合、以下のとおり、約3万8,000人も東海村の全人口が一挙に避難経路に押し寄せ、大渋滞に陥る。

(1) 「主な道路」のうち高速道路を通行できる場合

原発事故から一刻も早く避難するために、高速道路を選択する住民が多いと考えられる。

高速道路へ入るインターチェンジは、「東海スマートIC」又は「常陸那珂港IC」とされている(丙G143・資料編28頁)。この2か所のインターチェンジに、東海村約3万8,000人の住民が、自家用車11,568台又はバス292台の計11,860台³(東海スマートICで8,390台、常陸那珂港ICで3,479台)で殺到し、大渋滞が発生する。例えば、東海スマートインターチェンジに8,390台が集まった場合、車両1台で約8m(車体の長さ、前後の車間距離の合計約8m)を前提とすると、約67kmもの長蛇の列になる(年末年始の渋滞は長くとも約35km(東北道加須IC。NEXCO東日本))。

³ 自家用車及びバスの台数は、一審原告らにおいて次の条件で算定した。

東海村の西半分の地域が最寄の東海スマートインターチェンジを使い、同村の東半分の地域が最寄の常陸那珂港インターチェンジを使う。

自家用車による避難は1世帯1台、バスによる避難者は村民の32%(東海村2016年住民アンケート)、バスの乗車人数は50人乗りバスで45人、親戚・知人宅へ避難する人数は自家用車で避難する人の16.5%(甲G399号証)。

算定結果は、甲G400号証のとおり。



(東海村(全域PAZ)高速道路を使う避難経路でのICに向かう車両の集中 甲G400号証)

(2) 「主な道路」のうち高速道路を通行できない場合

原発事故が地震によって引き起こされた場合、原発周辺も大規模な揺れに見舞われる。

地震による原発事故時には、上述のとおり、高速道路は通行できないと想定される。そうすると、地震による原発事故時には、高速道路以外の避難経路として、国道6号又は国道245号(途中から国道51号)を通過して南下することになる(丙G143号証「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」資料2-2・28頁)。

国道6号を通過して南下する経路には那珂川を渡る水戸大橋があり、国道24号（途中から国道51号）を通過して南下する経路には那珂川を渡る湊大橋がある。



(東海村 一般道での避難経路での車両の集中点 甲G400号証)

これら2つの橋に東海村からの避難車両約1万1,600台（上記条件に基づく算定）が集まることになる。橋は、平常時でも、橋を迂回することは難しく、橋を渡る以外の選択肢がないため、交通量が集中しやすく、渋滞が生じる。そこに、東海村からの避難車両約1万1,600台が加わることから、大渋滞が生じることになる。

(3) 駐車場の不足

東海村は、「避難経路所兼基幹避難所」として、常総運動公園、取手競輪場、つくばみらい市役所谷和原庁舎、つくばみらい市役所伊奈庁舎と規定している（丙G143号証・「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」資料2-1・27頁）。

それぞれの避難経路所兼基幹避難所へ集まる車両台数は、先の脚注条件を前提とすると、常総運動公園が約2,300人、取手競輪場が4,500台、つくばみらい市役所谷和原庁舎及び同伊奈庁舎が2,200台となる。

ところが、駐車可能台数をみると、常総運動公園は535台、取手競輪場は

1, 300台、つくばみらい市役所谷和原庁舎及び同伊奈庁舎は約250台である(甲G401号証)。そうすると、常総運動公園は1,765台が溢れ、取手競輪場は3,200台が溢れ、つくばみらい市役所谷和原庁舎及び同伊奈庁舎は約2,000台が溢れ、これらの周辺で大渋滞が発生する。

2 日立市

(1) 広域避難先は福島県

日立市のPAZの3地区(坂下地区、久慈地区、大みか地区)の避難先は福島県の3市町村であり、UPZの避難先は福島県の14市町村である。



『日立市広域避難計画』 p19 より

(丙G156に、一審原告らにおいて赤色矢印を加筆)

(2) 高速道路を通行できる場合

ア 渋滞

(ア) 日立市におけるPAZの住民(坂下地区、久慈地区、大みか地区)が高速道路を通行できる場合についてみると、約9,500台⁴(自家用車約

⁴ 自家用車及びバスの台数は、一審原告らにおいて次の条件で算定した。

9, 400台、バス約100台)の車両が常磐自動車道の日立南太田インターチェンジに殺到することになる。



日立南太田インターチェンジへ向かう国道6号線は日常的に渋滞している。



国道6号 大和田町交差点付近
(日立南太田IC手前600m)



国道6号 石名坂付近
(日立南太田IC手前2.3km)

(いずれも国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所HP [甲G405号証](#))

沿岸部の人口16万5000人。避難時にバスの手配が必要世帯68.3% (日立市住民アンケート [甲G402号証](#))、自家用車による避難は1世帯1台、バスによる避難者は市民の20% (茨城新聞報道 [甲G403号証](#))、バスの乗車人数は50人乗りバスで45人。高速道路への入り口はインターチェンジは指定インターチェンジを利用。

算定結果は、[甲G404号証](#)のとおり。

これに加えて、避難車両として1万台もの車両が殺到することになる。避難車両1万台だけみても、車両1台で約8m（車体の長さ、前後の車間距離の合計約8m）を前提とすると、約76kmもの長蛇の列になる（年末年始の渋滞は長くとも約35km（東北道加須IC。NEXCO東日本））。

(イ) 日立市におけるUPZの沿岸部の住民が高速道路を通行できる場合についてみると、原発から5kmの住民から常磐自動車道へ入り、5kmから25km（日立市は原発から約25kmまでに位置する。）の住民が常磐自動車道へ入っていくと、15km圏内に避難指示が出た場合（原発から5kmから15kmの住民避難）で約3万7,000台もの車両が日立中央インターチェンジ又は日立北インターチェンジに集中することになる。（下図）

日立市 沿岸住民16万5千人の主要避難経路(高速道路の3つのICに向かう場合)



(日立市 ICに向かう国道に集中する車両 甲G404号証)

イ 避難退域時検査

(ア) 日立市のUPZの沿岸部の住民約16万人、乗用車・バス計約56,000台が高速道路を通行する場合、基本的にはメインの検査場所である「中郷サービスエリア」で避難退域時検査を受ける（[甲G406号証](#)）。

同サービスエリアは広くなく（約55m×110m）、5レーンの検査レーンを設置して（同甲G406号証）、車両と身体が基準地以上の放射性物質によって汚染されていないかを検査する。

車両1台当たりの検査時間は、宮城県の実証試験では「汚染なしの車両で平均6分4秒、汚染ありの場合は23分4秒」であった（[甲G407号証](#)）。

そこで、仮に、5レーンで、汚染がないとして1台6分の検査時間を前提に、昼夜休みなく検査をしたとしても、全ての車両の検査に要する時間は1,133時間、つまり47日間にのぼる。

(イ) サブの検査場所も併せて使ったとしても、全ての車両の検査に要する

日立市沿岸 UPZ 避難範囲	車両台数 (自家用車+バス)	退域時検査所要日数		
		高速道路 中郷SAのみ	中郷SA+ 高秋下車、一般 道検査所3ヶ所	高速道不通で 一般道検査所 5ヶ所
		5レーン	13レーン	10レーン
5~10km避難	約14,900台	12日	5日	6日
5~15km避難	約36,100台	30日	12日	15日
5~20km避難	約48,000台	40日	15日	20日
5~25km避難	約56,000台	47日	18日	23日

(日立市から福島に避難する場合の退域時検査の所要日数 甲G404号証)

時間は、18日間にのぼる。

(ウ) いずれにせよ、高速道路上で、18日間又は47日間も待機することは不可能である。

なお、避難に要する時間については、茨城県が構造計画研究所に委託して調査中であることから、2025年3月に公表された段階で、一審原告らにおいて検討し、主張することを予定している。

(3) 高速道路を通行できない場合

ア 日立市のPAZ（坂下地区、久慈地区、大みか地区）の「主要避難経路」は、常磐道又は磐越道とされている（丙G156号証・資料1・2頁～4頁）。

しかし、地震による原発事故時には、上述のとおり、これらの高速道路は

通行できないと想定される。

イ 日立市のPAZの一般道の避難経路（上述の①、③、④）についても、上述のとおり、地震による原発事故時に損壊、寸断することが想定される。

したがって、日立市の少なくともPAZの住民らは、地震による原発事故時に避難経路が損壊、寸断され、避難できない。

3 小括

以上のとおり、東海村、日立市の避難計画は、大量の車両の移動を考慮していない。

第5 避難所の問題

1 茨城県全体で約9.4万人分の避難所が不足

避難所の面積については、控訴審の準備書面（1）で述べたとおり、茨城県が、一人当たり2㎡を見直し、一人当たり3㎡とすることになった。

茨城県は、これまで指定避難所となっている公共施設等を中心にしてきたが、それ以外の、国や民間企業が所有・管理する施設等を避難所として活用を図るため、国や民間企業に対して避難所提供について協力を依頼しているところであり、避難所の確保には至っていない（[甲G408号証](#) 茨城県「避難所確保に係る取り組みの現状及び今後の方針について」）。2024年9月時点で、茨城県は、2024年9月時点で原発から30km圏内の約92万人のうち、現時点で約9万4,000人分の避難所を確保できないとしている（[甲G409号証](#)）。

2 東海村、日立市は避難所を明らかにしていない

(1) 東海村は、「原子力災害に備えた東海村住民避難計画」（[丙G143号証](#)）には「避難先」について「守谷市」「取手市」等の避難先自治体名を記載するのみで、具体的な避難所名を記載していない（[丙G143号証](#)・資料2-1・27頁）。

日立市は、「日立市原子力災害広域避難計画」（[丙G156号証](#)）において

「避難先」について「福島県いわき市」等の避難先自治体名、避難所数、総収容人数を記載するのみで、具体的な避難所名を記載していない（丙G156号証・資料1）。

- (2) しかし、避難所の記載がなければ、市民らは、事前に避難所の場所を確認できず、どんな広さの避難所で、どのような設備（トイレ、スロープ等）があるのか、どのような経路で向かえばよいのかを事前に想定できず、原発事故の緊急時に、大混乱が生じる。また、市民らは、平常時に、避難所の面積が十分であるのかを検証することもできない。

例えば、両親（共働き）と子ども（学校）の家族の場合、昼間に原発事故が起きると、両親は職場のある市町村の避難計画に基づいて避難し、子どもは学校のある市町村（両親の職場とは別の市町村）の避難計画に基づいて避難し、両親と子どもは、互いにどこに家族が避難しているのか、避難していないのかも把握できない。

実際に、福島第一原発事故時には、家族が勤務場所の関係で別々の場所に避難し、家族がどこに避難しているのか、避難所を探し回る事態が発生した。なお、インターネット等の通信が不通になることは、2024年元日の能登半島地震でも経験済みである。すなわち、携帯電話等について、発災直後から発生した停電の長期化や土砂崩れなどによる伝送路等の断絶等の影響により、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル各社を合計して最大839の携帯電話基地局（うち石川県799）において停波が報告され（1月3日時点）、土砂災害や液状化による道路の寸断、被災地に向かう幹線道路の渋滞のために、携帯電話事業者各社は、移動基地局車や可搬型衛星アンテナ、可搬型発電機の搬入を進め、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルは1月15日、NTTドコモは1月17日までかかって、土砂崩れ等による立入困難地点を除き、応急復旧を概ね終了した（総務省 令和6年版情報通信白書 第I部第2節 [甲G410号証](#)）。

政府事故調の中間報告書には、福島第一原発事故の経験を受けて備えておくべきこととして、「避難に関しては、数千人から数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭において、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。」(甲G413号証・484頁)と指摘されている。ここで「避難場所の確保」とあるとおり、事前に避難場所を確保しておくことが、福島第一原発事故の経験から求められているのである。特に東海第二原発の30km圏の人口は、約94万人と全国一の多さであることから、政府事故調の中間報告書における指摘を最も充実して実践していかなければならない地域である。

そして、原子力基本法2条3項が、「国及び原子力事業者（原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」と規定しているとおり、避難計画策定に当たっては、福島第一原発事故の教訓を踏まえて原子力事故の防止に最善かつ最大の努力をしなければならないのである。

また一般的な地震への備えをみても、「家庭の防災会議を開き、避難場所・各自の連絡方法等について確認」（茨城県「地震に備えて」[甲G411号証](#)）とあるとおり、事前に避難所を確認しておくことは災害時に迅速な避難をするために必要とされていることである。

つまり、原発事故時の避難計画では、避難所を事前に規定し、それを明らかにしておくことが求められている。言い換えれば、原発事故時の避難計画にお

いて、避難所の記載・公表がなされているかは、考慮すべき事項である。

しかし、東海村、日立市の避難計画では、上述のとおり、避難所の記載・公表はなされておらず、市民らは事前に避難所を確認しておくことができず、原発事故時に大混乱が生じ、避難所へたどり着けない事態が想定される。

したがって、東海村、日立市の避難計画は、考慮すべき事項を考慮していないのである。

第6 まとめ

以上述べてきたとおり、東海村、日立市の避難計画は、複合災害を考慮しておらず、また避難行動要支援者の支援者不足・福祉車両不足を考慮しておらず、さらに大量の車両の移動を考慮しておらず、また避難所の不足、避難所の確保・公表を考慮していないものである。

実際に、東海村の避難計画は、村長も認めるとおり複合災害を想定したものではない。日立市の避難計画は、市長が複合災害について「1自治体で実効性があるものにするのは限界がある」、「道路の寸断で目的地に行くことができるだろうか」と疑問を呈している（[甲G412号証](#)）。以上のとおり、東海村、日立市の避難計画は、考慮すべき事項を考慮しておらず、住民らの人格権侵害の具体的危険が認められる。

以上